

## 放課後児童保育室保育料算定方法の見直しについて

放課後児童保育室（以下「保育室」という。）の保育料の算定方法について、利用者負担（事務手続）及び市の事務負担の軽減並びに利用者負担（費用）の適正化を図るため、現状の所得税基準から市町村民税基準への変更を検討している。

以下、検討に至った背景から、本市の保育室事業の財政状況、検討案実施による効果についてお示しする。

### 1 背景

本市の保育室に係る保育料については、同一世帯の前年分の所得税額（一般的には父母の合算額）を基に決定しているが、前年分の所得税額を確認できる時期が毎年6月以降であり、当該年度の保育室の利用開始時期（毎年4月）より後となっている。

そのため、4月から6月までの間の保育料は、利用者から事前に提出された税資料（源泉徴収票又は確定申告書の写し）に基づき仮算定を行い、その後、7月に市民税情報を取得し、所得税額を算出することで本算定を行い当該年度の保育料を確定している。この際、確定額と仮算定額に差異が生じた場合は、4月に遡って超過額の還付や不足額の追加納付依頼を行っている。

こうした確定額と仮算定額に差異が生じる児童は毎年多数生じており、対象者の抽出、通知及び出納処理など市の事務負担も大きくなっている状況である。

また、保育園と保育室を併用している家庭においては、保育園の保育料が市町村民税を基に算定していることから、同じ保育課が所管する施設で保育料の算定方法が異なることへの混乱や、保育室の利用申請後に税資料を送付する手間が生じていた。

これらの改善に向けては、運用方法の見直しを行った上で、多額の費用を掛けて保育業務システムの改修を行う必要があることから、これまで対応を保留してきたが、現行の保育業務システムの入替えを令和3年10月に行うことから、初期設定として保育料の算定方法を新たに構築することが可能であるため、保育室に係る保育料の算定方法について検討を行うものである。

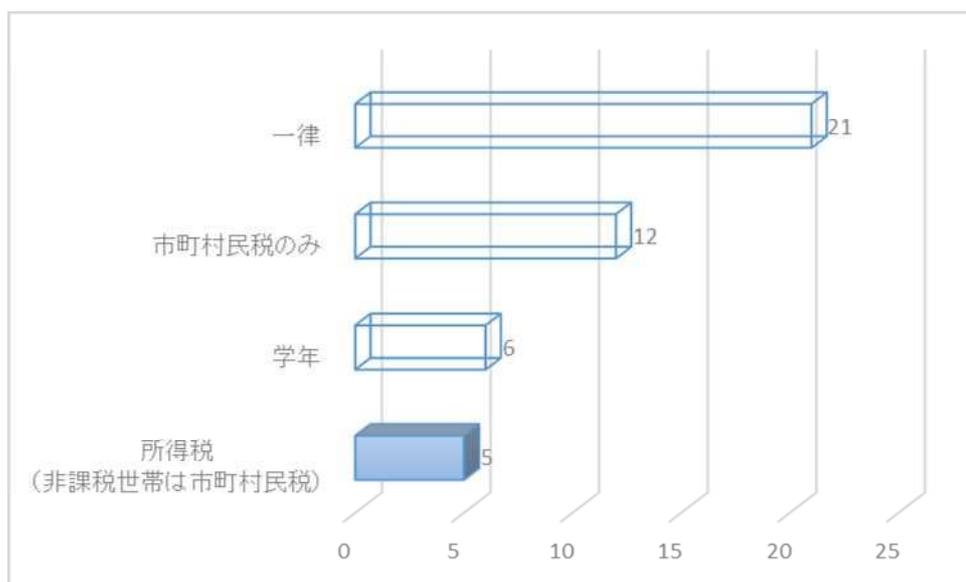
### 2 現状

#### (1) 他自治体との比較による保育料の算定状況

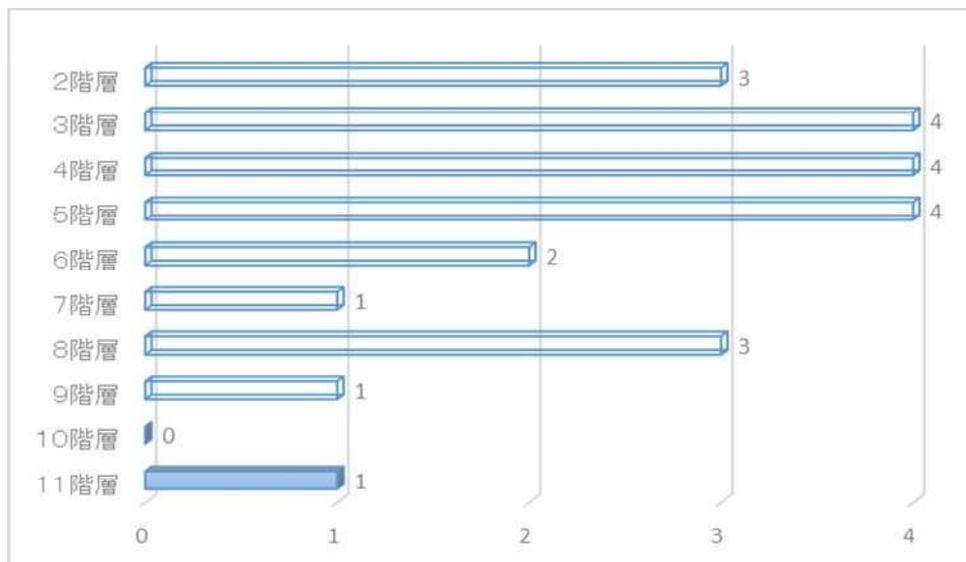
本市は、保育料の算定に当たり、年度当初の保育料（4月分）から前年の所得に係る所得税額を根拠としており、市町村民税額を根拠とする場合と比

較して、より現況に近い家計状況を反映することが可能となっている。

しかしながら、保育園等については、平成27年度の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の開始に伴い、保育料の算定根拠を世帯の市町村民税額に変更している。保育室保育料については、引き続き所得税額を根拠としてきたが、改めて県内40市及び本市に隣接する東京都1区3市の状況を確認したところ、本市と同様に所得税額を根拠に保育料を算定している自治体は5団体であり、一律保育料（21団体）、市町村民税額による算定（12団体）、学年による算定（6団体）に次ぐ、最も少ない方法となっている。



また、保育料の階層について、本市は11階層を設定し、保育料を決定しているが、これは、上記44自治体のうち、一律保育料としている21自治体を除いた23自治体において、最も多い階層であり、次点の戸田市は9階層となっている。



階層が多ければ、僅かな所得の違いでも保育料が変動するため、実態に則した保育料を設定することができるが、一方で変動が起こりやすくなることは、事務量が増加する要因となっている。

以上のことにより、本市については、県下及び近隣自治体と比べて、最もきめ細かな保育料を設定していると言えるが、同時に、保育室の利用者が増加する中で年々増加する事務負担について、削減できるよう考慮しなければならない状況となっている。

## (2) 保育室の運営に係る財政状況

保育室の運営に当たっては、指定管理者制度を導入し、指定管理者に対して運営管理を委託するための費用（指定管理料）を支出している。この費用を賄うため、利用者から使用料を徴するほか、国・県補助金を充てており、なお不足する分については市の一般財源が充当されているものである。

近年、保育室を利用する児童数が年々増加しており、令和元年度の延べ利用児童数は、平成27年度と比較すると2,630人増え、18,758人（平成27年度比16.3%増）となっている。これに伴い、保育室の運営に係る財政規模も大きくなっているものである。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ児童数	16,128	17,099	17,877	18,780	18,758
月平均児童数	1,344	1,425	1,490	1,565	1,563
支援単位数	21	23	23	27	32
1支援単位 当たり児童数	64	62	65	58	49

※ 延べ児童数は各月1日の登録児童数の合算

### ア 支出の内訳

本市では、利用児童数の増加により、保育室の大規模化・狭あい化が進んだが、保育を必要とする利用者の需要に応えるため、待機児童を設けず、要件を満たす全ての児童の預かりを継続してきた。

一方で、新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「市基準条例」という。）第11条第4項の規定において、一の支援の単位を構成する児童の数をおおむね40人以下とすることを定めている。この要件により、配置すべき放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の人数が増加することから、これまでその確保に努めてきた。こうした児童一人一人に対する手厚い保育を実現するための取組を進めた結果、保育室に係る支出（指定管理料）は、決算額が確定している直近5年間で約1億6,500万円増加（平成27年度比41.9%増）している。特に、人件費の割合が大きく、5年間で増加した費用のおよそ

80. 8% (約1億3,300万円) を占めている。

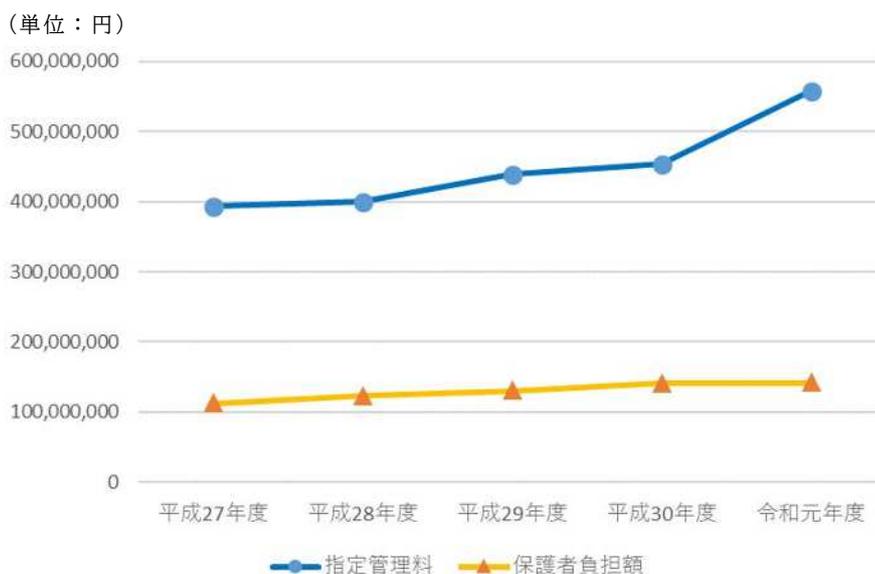
(単位：円、箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料	392,902,247	400,132,791	438,566,035	453,848,251	557,473,569
人件費	317,275,753	318,876,741	352,025,935	365,704,576	450,237,404
(参考) 支援単位数	21	23	23	27	32

また、ハード面の拡充においては、新制度を開始した平成27年度以降、11か所(12回)の建設、拡張を進め(令和4年度4月に開室予定の第四、東野保育室を含む。)、約5億円以上の市単独費用による支出を行い、保育環境の改善を図っている(別紙1参照)。

#### イ 収入の内訳

支出については、保育環境を改善するため、ハード面及びソフト面共に負担が増加しているが、この間、保育料の見直しは実施していないため、利用者が負担する保育料は5年間(平成27年度から令和元年度までの間)で、約2,900万円(25.7%)の増加に留まっており、指定管理料の増加を賄うことができていない状況である。



(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保護者負担額	112,379,670	122,766,140	130,102,390	140,494,340	141,247,710
使用料	106,822,470	116,310,620	122,247,500	132,175,710	132,346,060
滞納繰越	1,551,200	1,608,520	2,036,890	1,636,630	1,992,650
延長使用料	4,006,000	4,847,000	5,818,000	6,682,000	6,909,000

また、指定管理料に対する保護者負担額(保育料+滞納繰越分+延長保育料)の割合は令和元年度時点で25.3%であり、市の一般財源が多く投入されている(41.5%)状況となっている(その他は国・県補助金で33.2%)。

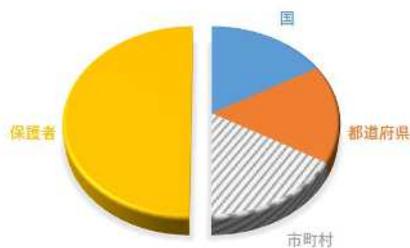
(単位：円、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳出	指定管理料(再掲)	392,902,247	400,132,791	438,566,035	453,848,251	557,473,569
歳入	保護者負担額(再掲)	112,379,670	122,766,140	130,102,390	140,494,340	141,247,710
	国・県負担額	76,609,000	80,170,000	107,930,314	128,586,235	185,318,000
市負担額(一般財源)		203,913,577	197,196,651	200,533,331	184,767,676	230,907,859
保護者負担率		28.6	30.7	29.7	31.0	25.3
補助金負担率		19.5	20.0	24.6	28.3	33.2
市負担率		51.9	49.3	45.7	40.7	41.5

### ウ 収入支出のバランス

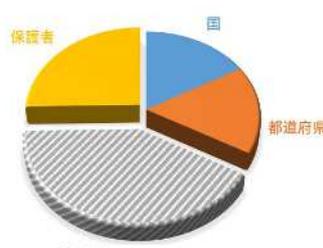
上記の収入の内訳のとおり、保育室の運営には多くの一般財源が投入されている状況である。国の考え方によれば、保護者の負担割合は、全体の50%程度とされているところではあるが、急激な保育料の増額は利用者には大きな負担となるため、現状を勘案した上で保護者負担額及び市負担額が共に30%台になるよう調整し、財政状況の改善を見込むものである。

【国の考え方】



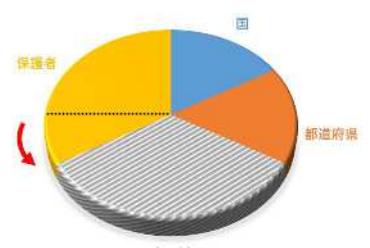
- ・保護者が全体の1/2
- ・残りの半分を国県市で1/3

【令和元年度新座市実績】



- ・国県の割合は想定通り
- ・保護者割合が小さい分、市の割合が大きくなっている。

【令和4年度以降の見込み】



- ・保護者負担額を増加し、保護者と市の割合を同程度とする。

### (3) 延長保育

本市では、平日の通常閉室時間を午後6時、延長保育での閉室時間を午後7時とし、延長保育料は月額1,000円を徴している。

利用者については延長保育の利用に際し、保育室の利用とは別に申請書類を提出する必要があるが、毎年、書類の出し忘れ等により希望する月からの延長保育を利用できない世帯が生じている状況である。

また、現行の保育業務システムが延長保育に対応していないことから、延長保育料の口座引落を行えないため、各保育室において月末に、支援員が延長保育料の現金徴収事務を行う事務負担が生じている。

そこで、延長保育を廃止し、午後7時までを通常保育とした場合に想定されるメリット・デメリットについて、以下のとおり検討した。

#### ア メリット

- ・利用者：事前申請なく、午後7時まで保育室を利用することができる。  
：月額1,000円の費用負担がなくなる。
- ・支援員：延長保育料徴収業務がなくなる。  
延長保育の辞退届事務が不要となる。
- ・新座市：延長保育に係る事務が不要となる。  
：新保育業務システムにおいて、延長保育に係るカスタマイズが不要となる（継続の場合は、負担軽減を図るため、システムによる対応を検討していた。）。

#### イ デメリット

- ・収入の減：令和元年度実績で6,909千円の皆減
- ・支援員の確保：午後6時以降の児童数の増加見込みに伴う支援員の増加  
→ 令和3年4月1日時点で、延長保育を利用している児童数は1支援単位当たり約13人であり、利用人数に関わらず、1支援単位当たり最低2人の支援員が配置されている。

延長保育を利用していない児童は約900人おり、そのうち、午後5時までのお迎え又は一人帰りをしている児童が2割程度いることから、仮に午後5時から午後6時までの間の利用者数を700人とし、その半数が午後6時以降まで利用時間を延長すると想定する。令和3年度の支援単位数が47であるため、1支援単位当たり約7人児童が増加するが、既存の利用者数と合算した場合も約20人となることから、影響は限定的と考える。

#### ウ 他自治体の状況

県内40市及び近隣1区3市のうち、延長保育料を徴している自治体は、本市を含め17自治体（38.6%）となっている。

### 3 提案

現状の多階層・所得税基準による保育料の算定は利用者・職員共に事務負担が大きいため、前述の「2現状」において他の自治体で採用実績が多かった一律保育料及び市町村民税額での算定について、以下のとおり検証した。

#### (1) 一律保育料の導入

一律保育料は同一の公共サービスを受けている利用者が原則同額を負担するため、応益負担の観点から公平と言える。

また、一律保育料を導入した場合、保育料が発生する対象者と発生しない対象者を確認するのみとなるため、保育料の算定に係る事務が実質不要となる。

しかしながら、令和2年から続くコロナ禍において、低所得世帯においても一律保育料となることについては、応能負担の観点からは望ましくないものである（他自治体においては、減免により低所得層の負担軽減を行っている例もある。）。

## (2) 市町村民税額での算定

階層算定の考え方を維持した場合であっても、算定根拠を市町村民税に変更することにより、多くの利用者にとっては税資料の提出が不要となり、市にとっては仮算定が不要となることで保育料の算定業務が年1回（4月から8月までの間に新規に利用を開始した利用者は年2回）となるため、利用者及び市の事務負担の低減を見込むことが可能である。

また、階層数を現状の半分程度にすることによって、階層算定に係る事務の低減を図る。

その際の保育料の設定については、財政状況の改善を図るため、一部値上げが必要となるが、階層全体の値上げはコロナ禍の現状では困難であること、高所得階層のみの値上げは一律保育料の設定の場合と比較して応益負担の観点から不公平感が強くなることから、延長保育の廃止に伴う利用料の減額（月額1,000円の減）を加味した上で、現行の保育料基準表におけるD1階層以下は現状維持又は減額となるようにまとめ、D2階層以上は現状維持又は微増となるように調整するものである（別紙2参照）。

さらに、多子世帯の影響を抑えるため、現在第2子は5分の4としている保育料の減免幅を2分の1に拡大することとする。

## (3) 結論

上記のとおり、他の自治体で採用実績が多い2つの算定方法の検証を行った結果、一律保育料については、近隣自治体における現在のトレンドであり、同一サービスを提供される中で最も公平な算定方法と言えるが、利用者負担の適正化を題目の一つに掲げて始めた今回の検討において、応能負担の観点から導入は困難との結論に至った。

一方で、馴染みのある現行の階層設定の考え方を踏襲しつつ、利用者及び市の事務負担の軽減を見込むことができ、延長保育の廃止及び多子減免の拡大と合わせることで、低所得世帯への影響を抑え、利用者負担の適正化として掲げた負担割合30%以上の達成を見込むことも可能となる市町村民税額基準の算定方法への変更を進めるものである。

なお、上記提案内容を導入した場合、年間で約3,500万円の歳入増（約1億4,025万円→約1億7,525万円）となる見込みである。

#### 4 スケジュール

今後の予定については、以下のとおりとなる。

令和3年	6月	支援員アンケートの実施（延長保育廃止に伴う勤務時間の 変更について）
	7月	子ども・子育て会議への意見照会
	9月	令和3年第3回市議会定例会へ条例改正議案を提出
	10月上旬	利用者への周知
令和4年	4月	新たな保育料算定方法による保育料の決定